

一条中全員で取り組む感染症対策

5月8日（月）からの取組

5月8日から、コロナウィルスの感染症法上の扱いが5類に移行されました。扱いとしてはインフルエンザと同等で、濃厚接触者の指定もありません。本校では、5月1日に市が示した方針に従い、基本的な感染症対策をとりながら、コロナ以前の学校生活に戻してまいります。

今後とも、不特定多数の人との密な接触が予想される場面や近距離で飲食を行う際などの対応、具合が悪い時の対処など、子どもたちと一緒に考えながら、時と場に応じた行動を指導してまいります。感染症対策と力強い学校生活の両立のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

① 手洗い、うがいを励行します

- 学校内においては、「常時換気、手洗い、距離をとる」ことを継続します。
- 給食前には、手洗いに加え手指消毒を実施します。

② マスクの着用は、基本的に個人の判断とします

- マスク着用は個人の判断とします。ただし、修学旅行など学校外で行われる行事では、不特定多数の人と密集状態になることもあるため、必要な場合にマスク着用ができるよう、しばらくの間はマスクを携行させます。
- 至近距離で大声を出さないなど、エチケットを守るよう指導します。

③ 体育の授業や部活動における取組（大会や練習試合等も同様）

- ①の感染症対策をとりながら、基本的にはすべての活動を実施します。
- 大会などの対外試合では、主催者の指示に従ってください。

④ 授業参観、学校行事、PTA活動等

- 学校行事やPTA活動についても、①～③の感染症対策をご協力ください。
- ※状況に応じて人数制限等をする場合には、ご理解ご協力をお願いします。

お子様やご家族の具合が悪い時は、医療機関で診てもらい、必要に応じてPCR・抗原検査等をご検討ください。学校への結果連絡もこれまで通りお願いします。

○体調が悪い時の対応、変わること、変わらないこと

- 本人に「のどの痛み、発熱」等のかぜ症状がある場合、家族に感染者が出た場合
これまでは・・・出席停止等（欠席扱いとしない）
これからは・・・病欠扱い
ただし、無理に登校させず、自宅で休養を取らせてください。

• 本人がコロナに感染した場合（検査結果が陽性であった場合）

これまで通り出席停止（欠席扱いとしない）
期間は、「発症したのち5日を経過し、かつ症状が治まったのち1日を経過するまで」

○マスクの着用に関する個人の判断の尊重についての指導

生徒には、感染リスクの少ない場面では個人の判断が尊重され、本人の意思に反してマスクの着脱を強いたり、着脱に関して差別や偏見が生じたりしないよう指導してまいります。ご家庭でも、お子様の指導にご協力をお願いいたします。